

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

2 対象機器・記録媒体の決定方法

意見	個人／団体名
<p>「仮に補償の必要性があるとすれば」として、あたかも補償金制度を残すことが前提であるかのように議論が進められている点にやや違和感が残るが、それを前提としつつ、内容につき次のとおり意見を述べる。</p> <p>「2 対象機器・記録媒体の決定方法」(p.133～)について、『法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める』方式を基本的方向性とする点については、大きく異論はない。しかしながら、いかなる基準でいかなる評価機関が判断するかが定まらない限り、政令指定方式の存続が有名無実化しかねない。したがって、より具体的な基準や要件が策定されることを希望する。</p>	<p>日本知的財産協会</p>
<p>対象機器、記録媒体の決定にあたっては、技術の変遷や多機能化に対応でき、かつ迅速に指定が行われるような仕組みが必要である。ここで整理されているように、公的な「評価機関」の審議による場合には、委員構成の公平性や審議過程の透明性が担保されることが重要であり、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきである。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権接権センター(CPRA)</p>
<p>対象機器、記録媒体の決定にあたっては、技術の変遷や多機能化に対応でき、かつ迅速に指定が行われるような仕組みが必要です。公的な「評価機関」の審議による場合には、委員構成の公平性や審議過程の透明性が担保されることが重要であり、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきです。</p>	<p>演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest</p>
<p>対象機器、記録媒体の決定にあたっては、技術の変遷や多機能化に対応でき、かつ迅速に指定が行われるような仕組みが必要です。公的な「評価機関」の審議による場合には、委員構成の公平性や審議過程の透明性が担保されることが重要であり、その議決方法を明確化した上で、一定期間が経過しても結論が得られないような余地を排除すべきです。</p>	<p>演奏家団体 パブリックインサード会</p>
<p>現在この制度の対象になる機器等を政令で指定する方法では制度実施に時間がかかり過ぎます。メーカー側、権利者、消費者など関係者の話し合いで対象の機器等や補償金の額を決定するようにしていただきたい。</p>	<p>日本音楽家ユニオン</p>
<p>現在この制度の対象になる機器等を政令で指定する方法では時間がかかり過ぎます。メーカー側、権利者、消費者など関係者の話し合いで対象の機器等や補償金の額を決定するようにしていただきたい。</p>	<p>日本音楽家ユニオン 関東地方本部</p>
<p>法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める」との方向性に賛成する。</p> <p>また、対象機器や補償金の額の決定には、何よりも迅速性が求められる。「評価機関」における検討はもちろんのこと、その前段で行われる当事者の協議から額の決定までの一連のプロセスに期限を設定することによって、補償金制度の実効性を確保するよう法律で措置されることを強く要望する。</p> <p>なお、「評価機関」は、消費者・製造業者・権利者の三者の利益バランスを調整するという補償金制度の目的を踏まえ、フランスの制度(中間整理p.84)を参考に構成人数や人選、議決要件等について最大限、配慮していただきたい。</p>	<p>社団法人日本音楽著作権協会</p>
<p>「中間整理」に現行制度の問題点として挙げられている2点(指定までの時間がかかりすぎる、技術を指定するため消費者に理解できない)は、まったくそのとおりであり、政令指定方式を、提案されている「法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める」方式に改めることに賛成します。なお、具体的な方式については今後の検討に待つこととなりますが、現行制度の問題点を回避するものにすることがぜひ必要です。</p>	<p>社団法人音楽出版社協会</p>
<p>対象機器、記録媒体の決定にあたっては、いかなる方式を採用するとしても、技術の変遷や多機能化に対応できるような柔軟な仕組みが必要である。ここで整理されているように、公的な「評価機関」の審議による場合には、委員構成の公平性や審議過程の透明性が担保されることが必要であり、その議決方法を明確化した上で、いつまでも結論が得られないような可能性を排除すべきである。</p>	<p>社団法人音楽制作者連盟</p>
<p>(2)対象機器・記録媒体の決定は、迅速に行われることが重要である。そのために今後予定されている「公的な評価機関」の検討にあたっては、委員構成の公平性、審議過程の透明性に加えて、議決方法も明確にすることが必要であり、一人でも反対者がいれば対象機器・記録媒体として指定されない、ということのないようにすべきである。</p>	<p>社団法人 日本レコード協会</p>
<p>今後の指定方式としては、時代の変化に機動的かつ迅速に対応して対象機器等の指定を行い、補償金制度が空洞化しないようにする必要があります。そのため従前の政令指定方式を改めて、「法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て文化庁長官が定める」こととする見直し方策に賛成です。</p>	<p>社団法人日本映画製作者連盟</p>
<p>中間整理では、政令指定方式を維持することとしており、この点は全く妥当である。しかしながら、「法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める」とする点については、大きな懸念を覚えるものである。「法令で定める基準」がいかなる内容であるか、また「評価機関」の権限や運営方法をどのようにするかによるが、政令指定方式によるししながら、それを事実上無意味なものとする制度改訂には反対である。</p>	<p>社団法人電子情報技術産業協会</p>
<p>対象機器・記録媒体の決定方法については、恣意的な判断がなされ、関係者間の紛争が生じることのないよう、現行の政令指定方式と同様に明確な基準を法律等で定めるべきと考えます。企業活動において、法的安定性は極めて重要な要素であり、対象となるか否かについて予見できないような状況に陥ることは避けなければならないと考えます。</p>	<p>社団法人 日本記録メディア工業会</p>

<p>「中間整理」に現行制度の問題点として挙げられている2点(指定までの時間がかかりすぎる、技術を指定するため消費者に理解できない)は、まったくそのとおりであり、政令指定方式を、提案されている「法令で定める基準に照らして、公的な『評価機関』の審議を得て、文化庁長官が定める」方式に改めることに賛成します。具体的な方式については今後の検討に待つこととなりますが、現行制度の問題点を回避するものにする必要があります。</p>	株式会社セブンスターミュージック
<p>「公的な『評価機関』の審議を経て、文化庁長官が定める」要するに文化庁が決定を下すようだが、以上のような議論しかできないものにそれを任せることは非常に不安を覚える。「柔軟に対応」と称し恣意的に「対象機器」が拡大されることはないだろうか？本当に「権利者」にとって有益な決定がなされるのか？この不安を取り除かないかぎりその決定権を任せることはできない。</p>	個人
<p>「中間整理」に現行制度の問題点として挙げられている2点(指定までの時間がかかりすぎる、技術を指定するため消費者に理解できない)に同意し、政令指定方式を、提案されている「法令で定める基準に照らして、公的な『評価機関』の審議を得て、文化庁長官が定める」方式に改めることに賛成します。</p>	個人
<p>「中間整理」に現行制度の問題点として挙げられている2点(指定までの時間がかかりすぎる、技術を指定するため消費者に理解できない)は、まったくそのとおりであり、政令指定方式を、提案されている「法令で定める基準に照らして、公的な『評価機関』の審議を得て、文化庁長官が定める」方式に改めることに賛成します。なお、具体的な方式については今後の検討に待つこととなりますが、現行制度の問題点を回避するものにするのがぜひ必要です。</p>	個人
<p>「評価機関」の運営方法がよくわかりませんが、客観的な立場で、公正な運営がなされることを望みます。</p>	個人(同旨2件)
<p>「評価機関」の運営方法がよくわかりませんが、客観的な立場で公正な運営がなされることを望みます。少なくとも政令指定方式よりは迅速で現実的な運営が出来るのではないかと期待しています。</p>	個人
<p>迅速な対応ができる「評価機関」で決定する方法は、政令指定方式に比べ、現実的な運営が期待できると思う。</p>	個人
<p>政令指定方式に比べ、迅速な対応ができる「評価機関」で決定する方法は、現実的な運営が期待できて、望ましいと思います。</p>	個人(同旨1件)
<p>使用目的に関わらず補償金が販売価格に上乗せされて徴収されている現状に違和感を覚えます。私的録音録画に使用しない場合、補償金を容易な手続きで返金できる制度とシステムを構築して下さい。その際、手続きが煩雑であったり、手数料が返金額を上回ったりすることのないよう工夫して下さい。</p>	個人
<p>【P.134】 政令指定方式の見直しと銘打った中で「指定方式を政令以外の方法にすると、利害関係者の意見が反映されずに一方的な指定が行われる危険があるとすれば、対象機器等の指定の過程において、利害関係者の意見が反映されるような仕組みを作ることで、そのような危険はなくなる」としているが、これは全く現実味の無い文章である。 まず「利害関係者の意見が反映されるような仕組み」が存在し得ないことは過去の私的録音録画小委員会の審議を見ても明らかである。この審議においてメーカー側・ユーザー側の意見が反映されることは極めて少なかった。中間整理をまとめる終盤において漸く両論併記の形で「～という意見があった」との記述が追加されたのみであり、審議の方向性を決定する段階においてはただ事務局が誘導したい方向(つまり権利者側が望んでいる方向)に展開していった。 現実には、私的録音録画小委員会において「そもそも論」が放置されiPodや汎用機器への補償金課金が進められようとしており、そればかりがメーカーへの支払い義務者変更(これはそのままユーザーが補償金返還を受けられず財産権侵害を甘受させられることを意味する)の方向性が打ち出されたことから判る。すなわち「利害関係者の意見が反映されずに一方的な指定が行われる危険」は目の前で実現しているのである。 こうした危険を解消するためには、私的録音録画補償金を検討する機関について総務省や経済産業省の協力を得た上で、権利者・メーカー・ユーザー・有識者らが同数ずつ参画することを提案すべきである。 それが出来ず、今のように文化庁主導で私的録音録画補償金制度の検討が続けられていくのであれば、審議会で検討しようが新たな機関で検討しようが結果は同じである。 なお「具体的な制度設計を見た上で、制度の可否を判断したいという意見があった」が、これは当然の話である。要するに、私的録音録画小委員会における政令指定「見直し」議論は全く具体性に欠けるものであったと言わざるを得ないのである。</p>	個人
<p>【P.135】 「公的な評価機関は、権利者、製造業者、消費者、学識経験者で構成され、そこで対象範囲が議論され、透明性が確保された決定プロセスにより審議されることになる」とされるが、これと私的録音録画小委員会がどう違うのか定かでない。 むしろ現状の私的録音録画小委員会よりも透明性が劣るのであれば「公的な評価機関」を新たに設置するのは無意味であり、また私的録音録画小委員会自体が他の省庁の審議会よりも公開性に劣る(配付資料・議事録の公開が遅く、傍聴席の数も少ない)ことから言っても、文化庁主導で設置されるかぎり「透明性が確保された決定プロセス」など全く期待できない。 もし透明性をしっかり確保するのであれば、最低限この程度は打ち出すべきである。 ●配付資料の公表は会合前か、会合開始と同時にウェブで行なう。 ●議事録の公表に先行して、会合の様相を音声または映像でウェブ配信する。 (会合当日には参照できるようにする。) ●議事録の公表は次回会合の前日までに行なう。 (したがって議事録公表に支障をきたす過密スケジュールは設定しない。)</p>	

<p>〇公的な「評価機関」が本当に公正な機関となるかどうか不明な点 公的な「評価機関」が本当に利用者や権利者の双方に対して公正な判断をすることのできる機関として運用されるかどうか不明のまま評価機関を設立することには反対です。例えば今回の小委員会では、明らかに権利者側の立場の委員が多く選出されていることから、評価機関においても正しく両者の意見が汲み取れるような構成が取られるのか疑問を持たざるをえません。さらに、一度指定された機器の指定が解除されることは事実上ありえないことから、評価機関の決定が正しいかどうかの審査や、異議申し立てできる仕組みも必要と考えられますが、このような考察をしたという記述は本中間整理には見当たりません。よって、議論がまだ尽されていないと考えます。</p>	個人(同旨1件)
<p>ipodなどにより私たちの私的コピーは飛躍的に増えたにもかかわらず権利者には全く手当てされないのはおかしい。一人当たりわずかな金額を、機械や媒体に上乗せして支払うことで私的コピーができる現在の補償金制度は私たちユーザーにとって便利な制度だと思う。今後もこの制度を維持して欲しいのでipodは言うに及ばず新たな媒体が出現しても迅速に対象機器を指定できる方式に変更すべきだ。</p>	
<p>ア機器の現状に照らしてみれば、複数の機能を有する機器が増えており、どの機能が主要な機能かどうか又はある機能が附属機能かどうか疑わしいものも多くなっているところから、対象機器を決めるに当たっては、柔軟に対応できる仕組みが必要と考えられること</p> <p>イ指定方式を政令以外の方法にすると、利害関係者の意見が反映されずに一方的な指定が行われる危惧があるとすれば、対象機器等の指定の過程において、利害関係者の意見が反映されるような仕組みを作ることで、そのような危惧はなくなること</p> <p>以上の点を踏まえ、次のような見直し方策があると提案され、基本的方向性はおおむね承された。なお、この点については、基本的な方向性は了承するものの、具体的な制度設計を見た上で、制度の可否を判断したいという意見があった。</p> <p>法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める。</p> <p style="text-align: center;">—〈本文P134〉—</p> <p>「公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める」 要するに文化庁が決定を下すようだが、以上のような議論しかできないものにそれを任せることは非常に不安を覚える。「柔軟に対応」と称し恣意的に「対象機器」が拡大されることはないだろうか？ 本当に「権利者」にとって有益な決定がなされるのか？ この不安を取り除かないかぎりその決定権を任せることはできない。</p>	個人(同旨4件)
<p>パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、複製行為は以前に比べて格段に簡単になりましたし、コピーする機会は、私に限っていても、増えている実感があります。にもかかわらず、パソコンやiPodによる複製行為については権利者への補償が手当てされていない、というのは合点がいかないところです。 私的な複製が増大している実態が見られる今日、対象機器の指定を迅速に行い得るような方式が望まれる、と料します。</p>	個人
<p>スピードが重要となるので、中間整理で提案されている方式は大いに賛成である。遡及請求が可能であればともかく、政令指定が遅れたため市場では機器・記録媒体がすでに存在しなくなって、権利者が補償金を受けられないという状況にならないように迅速な対応が求められる。</p>	個人
<p>機器や媒体に上乗せして支払うことにより、私的コピーができる現在の補償金制度は今後も維持してもらいたいと思います。パソコン等媒体に私的コピーが増えているのに、権利者にその分手当がないということであれば、おかしいことだと思います。今後、さらに増加すると予測される機器・媒体に対し、対象機器の指定を早急に行い得るような形を取ってもらいたいと思います。</p>	個人
<p>技術の進歩によって私的コピーがより簡単にできるようになっていますが、その代表選手のようなipodにまだ補償金がかかっていないなんて驚きです。対象機器の決定するための手続きは簡単なものにして、技術の進歩に迅速に対応すべきです。</p>	個人
<p>現在この制度の対象になる機器等を政令で指定する方法では時間がかかり過ぎます。メーカー側、権利者、消費者など関係者の話し合いで対象の機器等や補償金の額を決定するようにしていただきたい。</p>	個人
<p>消費者やハードメーカーは、目先の自分の利益が多い、支払いは少ない方がよいと主張すると思いますが、素敵な音楽は誰でも創れるものではなく、創る人の生活を守る制度を作る必要があると思います。音楽が枯渇していけば、最終的には社会全体の損失です。新しい技術が出てきて、新しい媒体や機器はどんどん開発されるのに、その度に議論に長い時間をかけているのは、その間音楽家の生活はどうなるのですか。やはり、新しい技術にも時間をかけずに対応できる制度にする必要があると思います。</p>	個人
<p>全く理解できない。見直しの理由としての「対象機器を決めるに当たっては、柔軟に対応できる仕組みが必要」は、文化庁長官が文部科学省を通じて政令案を提出することで、政令指定方式でも可能であり、時間的遅れも特にない。「利害関係者の意見が反映されるような仕組みを作る」に至っては、私的録音録画小委員会の現状がそうではないと事実上認めており、中間整理自体が「利害関係者の意見が反映され」ていないものであり、その有効性を否定するものである。</p>	個人
<p>補償金制度を現状にあったものとして存続すべき。 1パッケージあたりにすると僅かな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことによって、私的コピーが可能な現在の補償金制度の枠組みは今後も維持してほしい。PCやipodなどのようなデジタルプレーヤーや携帯電話などによって私的コピーの量は増加しているのに権利者にその分配がなされないというのは、理不尽な話である。私的コピーが増加している今日、対象機器の指定をまずすみやかに言い得るような方式を希望します。</p>	個人